

ポートアイランド処理場維持管理業務 質問回答書

N0.	文書名	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	質問の回答
記述例	入札説明書	1 (全角)	1 (全角)	(1) (全角)	ア (全角)	(ｱ) (半角)	文言記入		
1	維持管理 業務委託 契約約款 付加条項	9	別紙 4 委託料 の予定 額及び 内訳				電気料金 内訳① 内訳②	要求水準書 7 ページの「2. 物品その他の調達及び管理業務 (1) 委託者が支給するものの管理」には、①電気 (処理場のみ) は委託者が費用負担するものと記載されています。 別紙 4 の委託料の内訳の項目「電気料金 内訳①、内訳②」に記載する電気料金の対象についてご教示下さい。	電気料金 内訳①の対象は、再生水中継ポンプ場にかかる基本料金です。 また、内訳②の対象は、再生水中継ポンプ場及び第 2 ポンプ場にかかる従量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金です。
2	維持管理 業務委託 契約約款 付加条項	1 0	別紙 5 委託料 の変更	(1)	①		変更の対象と条件	本業務では、当初の基準月は令和 8 年 1 月に設定され、人件費の指数は【公共工事設計労務単価/電工/兵庫県】を使用します。 公共工事設計労務単価は毎年 3 月に新単価が公表されるため、本業務開始時 (令和 8 年 4 月) には新しい公共工事設計労務単価が適用されている可能性があります。変動を確認する時期は原則当該年度の 7 月頃と記載されていますが、以下についてご教示下さい。 1. 本業務開始年度の令和 8 年 7 月に変動を確認し、変動前後の委託料の変化率が±1. 5 %を超えていた場合、令和 9 年度の委託料変更は可能でしょうか。 2. 本業務における初回の変動確認の時期と、委託料変更が反映される年度をご教示下さい。	1. 可能です。 2. 本業務における、賃金又は物価の変動を確認する初回の時期は令和 8 年 7 月頃であり、委託料に一定以上の変動が生じた場合、令和 9 年度の委託料の年額を変更します。